

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成25年10月16日

まだ続く、県庁を名乗る還付金詐欺の電話！！

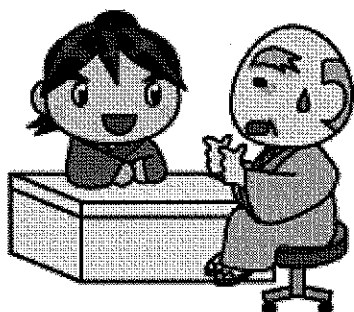
<相談内容>

今日、県庁の社会保険事務局を名乗って、「平成20年から24年までの医療費の過払い金48,680円還付のための緑色の封筒を送ったが手続きがされていない。今日が期限なので至急スーパーマーケットのATMで手続きしてほしい」という電話があった。怪しい電話なので情報提供する。

★消費生活センターからのアドバイス

- 1 10月9日付けで同様の警戒情報を発信しましたが、本日も県庁の代表電話に情報提供が続いています。皆さん注意してください。
- 2 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って「医療費、保険料を払い過ぎているため還付します」と電話をかけお金を騙し取る手口です。
- 3 還付金をATMで返還することはありません。また口座番号や住所など個人情報も聞かれても絶対に教えないで下さい。不審な電話を受けたら、必ず関係する自治体に確認しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	西海市消費生活センター (0959-37-0028)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
松浦市消費生活センター (0956-72-1111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口